

日研究生・教研究生応募資格（2023年度版）

（１）日本語・日本文化研修留学生

- ☐ モンゴル国籍を有する。
- ☐ 1993年4月2日～2005年4月1日の間に出生している。
- ☐ モンゴルの大学の2年生または3年生で、日本語、日本文化等を主専攻として学んでいる。ただし、休学中の者は受験資格を持たない。
- ☐ 日本の大学で日本語による履修が可能な程度の日本語能力を有する。
- ☐ 心身ともに健康である。
- ☐ 日本の大学が指定する日付（原則として9月または10月）に日本へ渡航することができる。
- ☐ 渡日時に「留学」の査証を必ず取得し「留学」の在留資格で入国することができる。
（日本入国後、在留資格を「留学」以外に変更した場合、変更の時点で日本政府奨学金留学生としての資格を喪失するので注意すること。）
- ☐ 軍人及び軍属でない。
- ☐ 過去に日本政府（文部科学省）奨学金を受給したことがない。
- ☐ 既に私費で日本の大学に在籍していたり、またはこの奨学金支給期間開始前までに私費外国人留学生として日本の大学等に在籍予定であったりしない。
（ただし、現在日本に留学中の私費留学生であっても、本奨学金の研修コース開始期間前までに日本の大学を修了して帰国することが確実な者についてはこの限りではない。）
- ☐ この制度による奨学金と重複し、日本政府（文部科学省）以外の機関から奨学金を受給または申請しておらず、受給・申請予定でもない。
- ☐ プログラム修了後、必ず元の大学に復学し、日本語・日本文化の学習を続ける。

（２）教員研修留学生

- ☐ モンゴル国籍を有する。
- ☐ 1988年4月2日以降に出生している。
- ☐ 大学又は教員養成学校を卒業した。
- ☐ 自国の初等又は中等教育機関の現職教員であり、2023年10月1日の時点で原則として通算5年以上の現職経験を有する。ただし、高等教育機関の教員は対象外。
- ☐ 日本語の学習に意欲的で、日本について関心があり、渡日後も自ら積極的に日本に対する理解を深めようという関心を有する。また、日本で研究を行い、生活する能力を有する。
- ☐ 心身ともに健康である。
- ☐ 日本の大学が指定する日付（原則として9月または10月）に日本へ渡航することができる。

- 渡日時に「留学」の査証を必ず取得し「留学」の在留資格で入国することができる。
（日本入国後、在留資格を「留学」以外に変更した場合、変更の時点で日本政府奨学金留学生としての資格を喪失するので注意すること。）
- 軍人及び軍属でない。
- 過去に日本政府（文部科学省）奨学金を受給したことがない。
- 既に私費で日本の大学に在籍していたり、またはこの奨学金支給期間開始前までに私費外国人留学生として日本の大学等に在籍予定であったりしない。
（ただし、現在日本に留学中の私費留学生であっても、本奨学金の研修コース開始期間前までに日本の大学を修了して帰国することが確実な者についてはこの限りではない。）
- この制度による奨学金と重複し、日本政府（文部科学省）以外の機関から奨学金を受給または申請しておらず、受給・申請予定でもない。
- プログラム修了後、必ず元の学校に教員として復職し、研究成果を活用することができる。